

食品安全委員会第628回会合議事録

1. 日時 平成28年11月1日（火） 14:00～14:21

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 2品目

[1] PRF株を利用して生産されたホスホリパーゼC

[2] 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネDP-073496-4並びに除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネRF3を掛け合わせた品種

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全関係情報（10月1日～10月14日収集分）について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 森田新開発食品保健対策室長

(事務局)

東條事務局次長、松原総務課長、関野評価第一課長、鋤柄評価第二課長、

岡田情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、

箆島リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について

資料1-2 PRF株を利用して生産されたホスホリパーゼCに係る食品健康影響評価について

資料1-3 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネDP-073496-4並びに除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネRF3を掛け合わせた品種に係る食品健康影響評価について

資料 2-1 食品安全関係情報（10月1日～10月14日収集分）について

資料 2-2 食品安全委員会が収集した食品安全に関する主な情報

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第628回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

厚生労働省から森田新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第628回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は5点ございます。

資料 1-1 が「食品健康影響評価について」、資料 1-2 が「PRF株を利用して生産されたホスホリパーゼCに係る食品健康影響評価について」、資料 1-3 が「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネDP-073496-4並びに除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネRF3を掛け合わせた品種に係る食品健康影響評価について」、資料 2-1 が「食品安全関係情報（10月1日～10月14日収集分）について」、資料 2-2 が「食品安全委員会が収集した食品安全に関する主な情報」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございました。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から10月25日付で遺伝子組換え食品等1品目、10月27日付で遺伝子組換え食品等1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の森田新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○森田新開発食品保健対策室長 新開発食品保健対策室の森田でございます。

私からは、食品安全基本法第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いする組換えDNA応用技術食品及び添加物の2品目につきまして、概要を御説明申し上げます。

まず、資料1-2を御覧いただきたいと思います。1品目めは「PRF株を利用して生産されたホスホリパーゼC」でございます。

この概要でございますけれども、本品目は、ホスホリパーゼCの生産性を向上させるため、*Pichia pastoris* SMD1168株を宿主とし、米国・テキサス州の土壌を採取し、それから精製されたホスホリパーゼC遺伝子の導入等を行って得られたPRF株を利用して生産されたホスホリパーゼCでございます。PRF株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有してございません。

利用目的及び利用方法につきましては、従来のホスホリパーゼと相違はございません。

なお、本品目に関しましては、本年9月16日に公表しました安全性未審査の遺伝子組換え微生物由来の添加物を製造工程に使用した植物性原料油脂の輸入事例において確認された2種類の添加物のうちの一つでございまして、1品目は既に諮問等をさせていただいている状況でございます。

次に、資料1-3を御覧いただきたいと思います。2品目めは「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネDP-073496-4並びに除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネRF3を掛け合わせた品種」でございます。

品種の概要でございますけれども、除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネDP-073496-4につきましては、*gat462I*遺伝子の導入によって除草剤グリホサートに対する耐性を示すというものでございます。一方、除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネRF3につきましては、改変*bar*遺伝子の導入によって、除草剤グリホシネートに対する耐性及び*barstar*遺伝子の導入によって、稔性回復を示すというものでございます。

これらは記載のとおり、安全性審査を経た旨の公表がなされております。

なお、除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネDP-073496-4につきましては、当該品目の

食品健康影響評価において、N-アセチルアミノ酸の含有量が有意に増加していることから、掛け合わせ品種の安全性評価の場合には詳細な審議が必要と考えられるとされておりまして、今回の評価依頼ということになったものでございます。

当省からの説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。
村田委員、どうぞ。

○村田委員 最初の方のホスホリパーゼCでお伺いしたいのですけれども、概要のところにピキア酵母を宿主としてというところは分かるのですが、その後に、土壌を採取して、それから精製されたホスホリパーゼC遺伝子の導入と書いてあるのですけれども、普通だとこれは土壌から微生物でもとって、そこからまた遺伝子をとるみたいなのが普通だと思うのですが、これはどういう意味なのか教えてもらえますでしょうか。

○森田新開発食品保健対策室長 これは土壌を対象として、それにDNAの抽出キットを用いて、それで直接的にDNAを抽出してきたという形になっております。したがって、構成しているものというか、どれからというところまでは特定できませんけれども、動植物か、あるいは細菌とか真菌といったものからのDNAを得てきている。そんな形になろうかと思えます。

○村田委員 そうすると、何か特定のホスホリパーゼCのプライマーを使って、それを土壌のDNAからも増幅したということになる訳ですか。

○森田新開発食品保健対策室長 集め方まで当方としても承知しておりませんが、そのような形で目的とするホスホリパーゼCの遺伝子をつり上げてきたということだと思っております。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

他に何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

2番目の方もよろしいですか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することいたします。

森田室長、ありがとうございます。

(2) 食品安全関係情報（10月1日～10月14日収集分）について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全関係情報（10月1日～10月14日収集分）について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○岡田情報・勧告広報課長 それでは、画面に出ているかと思えますけれども、資料2-1及び2-2に基づきまして、報告いたします。

画面、最初は総括表ですので飛ばしまして、今回、10月1日から14日収集分、78件のうちの情報ということになります。

最初に化学物質ということで、EUが8月25日、食品接触用プラスチックの材料及び物品に関する法令において、アルミニウムの特定移行限度値（SML）を1 mg/kg 食品に、亜鉛のSMLを25 mg/kg 食品から5 mg/kg 食品に亜鉛の方は引き下げたということですが、食品接触用プラスチックの材料及び物品の製造に使用できる物質のEUリストに10品目を追加するなどの関係法令を一部改正する委員会規則を官報で公表したという情報です。いずれもEFSAの化学的意見書に基づいての変更ということになってございます。

次が、EFSAからということで、EFSAが10月13日、ビスフェノールA（BPA）の発達期免疫毒性に関する声明、オランダの健康・福祉・スポーツ省からの質問に対する回答を公表したという情報です。

今回の声明は、EFSAによって2015年に設定されたBPAの暫定的な耐容一日摂取量（TDI）である4 μg/kg 体重/日に関する、オランダの健康・福祉・スポーツ省からEFSAへ要請があったことに対する対処というもので、具体的には、BPAに暴露した周産期ラットの免疫毒性について、Menardらによって発表された2つの研究結果を評価したということで、その結論としては、これらの研究結果はBPAのEFSAによるTDIを修正するには十分でないとの評価になったという情報になります。

引き続きまして、微生物・プリオン・自然毒から、これは続き物になりますけれども、CDCが9月30日、冷凍イチゴに関連した複数州におけるA型肝炎の集団発生の続報を公表したということです。これは前回は8月31日現在で患者数が70人、入院者数が32人という情報をここでお話ししました。この食品自体は8月8日時点でリコールされているということですが、A型肝炎感染の症状があらわれるまでには最高50日掛るといことなのですが、9月29日現在、8州から131人のA型肝炎患者が報告されて、前回は70人ですので増えております。うち52人が入院ということで、前回は32人ですので20人ほど増えております。いずれも死亡報告はないという情報が公表されております。

次のドイツ、BfRからのピロリジジナルカロイドの件については、食品安全情報の方でお話しいたします。

新食品の方ですけれども、ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁（BVL）、オリゴヌクレオチド指定突然変異（ODM）及びCRISPR-Cas9などの新植物育種技術の法的分類に関する意見書を公表しておりますという情報です。

結論を申し上げますと、ODM及びCRISPR-Cas9の使用により誘発される点突然変異を有する植物は、EC指令が意味するGMOに相当しないとしているという内容になっているようです。

最後の1つになりますけれども、WHOから、これは既にマスコミ等でも取り上げられているかと思いますが、報告書が出ておまして、糖類を含む飲料に課税することによって消費を減らし、肥満、2型糖尿病及び虫歯を低減できるということです。

少し詳しく申し上げますと、糖類を含む飲料の小売価格を少なくとも20%引き上げる財政政策は、価格を上げた割合に比例して当該製品の消費を削減し得るという内容になっております。糖類を多く含む飲料の消費削減は、遊離糖類の摂取及びカロリーの総合的減、栄養改善並びに過体重、肥満、糖尿病及び虫歯に苦しむ人々の減少を意味するということです。

ちなみに、遊離糖類というのは、単糖類であるブドウ糖または果糖類及び二糖類のショ糖または砂糖並びにはちみつ、シロップ、果汁、濃縮果汁などのことを指すということです。

続きまして、画面が切りかわりまして、先ほどありましたドイツ、BfRから9月28日に、食品中のピロリジジナルカロイドは引き続き可能な限り低減すべきという意見書が公表された。これは続き物で、前もこの話はしておりますけれども、ドイツは継続してこの話をしております。

ピロリジジナルカロイド（PA）の食品汚染に関して研究を行ったということで、今回総合的な評価が行われたということで、3パラ目になりますけれども、ルイボスティーなどのお茶類及びはちみつが、PAを含む主要な食品であるということになっておまして、食品中のPAは、幼児及び成人が長期摂取した場合に慢性の健康影響が考えられる。しかし、急性の健康影響はないということを報告しております。

次のパラが畜産物関係ですけれども、結論から言うと、乳、卵及び肉といった食品の総PA摂取量への寄与は無視できるレベルというのと、フルーツティーについては汚染がほとんどないということになっております。一方、潜在的な摂取源として、新たに植物ベースのダイエタリーサプリメントが考えられるということです。

結論は最後のパラになるのですけれども、BfRでは、食品中のPA汚染の低減を可能とする措置を提言するというので、次の文章のとおり、栽培、収穫及び洗浄方法の改善を介して食品中のPA濃度をさらに低減する努力を継続するということと、主にハーブティーなどのお茶類、また、一部のダイエタリーサプリメントについて、潜在的に高いPA濃度があるということで、大量に摂取する消費者を保護するため、また、特に子供を健康影響の増大から守るために、可能な限り低減すべきというような意見書の内容になっているということです。

最後の方に、今回このピロリジジナルカロイドについては、当委員会でもコンフリーなりそういう評価を行っております。これを受けて、厚生労働省では、こういった製品の発売を禁止するなり注意喚起をしております。また、農林水産省でも、今回、サーベランス・モニタリング中期計画の中に入れるというようなことで取り組みが進んでいるということで、関連情報をやや厚目に入れております。

私からは以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。

このルイボスティーとかはちみつというのは、日本でもとられているのだろうと思うのですが、日本の含有量のデータみたいなものはないのですか。

○岡田情報・勧告広報課長 まだ農林水産省が、実はこのお茶類に対するサーベランス・モニタリングをやるかどうか決めていない状況のようなので、多分やるようなことは言っているのですが、今後、汚染状況の調査に入るかどうかは今のところ、私の方ではつかんでおりません。

○佐藤委員長 もしそういうデータが出たら、また追加で情報提供というようなことも考えた方がいいかと思っておりますので、よろしくお願いします。

他に何か。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 レタスマックスは、袋の中にいろいろなものが入っているという感じなのですか。

○岡田情報・勧告広報課長 今回の情報自体は、どちらかというコンタミというか、普通の例えば収穫する時に入ってしまうとか、お茶もそうなのですが、ハーブティーも別にそこに問題がある訳ではなくて、それを収穫する時に別の何かPAを含むものが入ってしまうというのをかなり心配しているということです。まだ正確には分かりませんが、多分ですが、レタスマックスをつくる時も、そういう小さな葉っぱが入ってしまうみたいなのが問題ではないかと思っています。

○堀口委員 レタスマックスというのは、ミックスレタスはベビーリーフと書いてあるのですが、何か種類なのですか。

○岡田情報・勧告広報課長 多分、日本の製品類で言えばベビーリーフのことだとは思いますが。ただ、そこに他の植物が余り日本では入らないような気もするのですけれども、ヨーロッパのつくり方なり、輸入しているのだったら輸入しているやり方が分からないので、今ここでははっきり分かりません。

○堀口委員 分かりました。

○佐藤委員長 他に何か御質問等ございますか。よろしいですか。

(3) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会についてですが、定例日は来週11月8日火曜日となっております。しかしながら、議題となる事項もないようですので休会とさせていただき、再来週11月15日火曜日14時から開催を予定したいと思います。

また、2日水曜日14時から「肥料・飼料等専門調査会」が非公開で開催される予定となっております。

以上をもちまして、第628回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。